官庁報告

官庁事項

国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について

国土交通省防災業務計画を修正したので、災害対策基本法第36条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和８年８月14日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

国土交通省防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的

令和８年６月の首都直下地震緊急対策推進基本計画及び令和８年７月の防災基本計画の修正等を受け、所要の修正を行った。

二　修正年月日

令和８年７月28日

三　修正の要旨

気象業務法及び水防法の一部改正、国土交通省首都直下地震対策推進計画等の変更を踏まえた所要の修正を行った。

国家公安委員会告示配第七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人島根県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月十四日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

一　公益財団法人島根県暴力追放県民センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　松本　正夫

㈡　変更後の代表者の氏名　金築　和弘

二　変更を行った年月日　令和八年六月一日

国家公安委員会告示配第八号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月十四日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

一　公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　村橋　泰志

㈡　変更後の代表者の氏名　木下　芳宣

二　変更を行った年月日　令和八年六月五日

国家公安委員会告示配第九号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人富山県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月十四日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

一　公益財団法人富山県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　宮島　秀和

㈡　変更後の代表者の氏名　石田　康久

二　変更を行った年月日　令和八年六月十日

法務省告示配第百十八号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年八月十四日　法務大臣　平口　洋

氏　名　孫　賓沢

生年月日　千九百八十七年九月四日

法務省告示配第百十九号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年八月十四日　法務大臣　平口　洋

氏　名　周　富勝

生年月日　千九百八十二年十二月三十日

法務省告示配第百二十号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年八月十四日　法務大臣　平口　洋

氏　名　イェレナ・ペトロヴィッチ

生年月日　千九百八十七年十二月十三日

法務省告示配第百二十一号

長野県伊那市役所保存の次の除籍の１部が滅失した。

令和八年八月十四日　法務大臣　平口　洋

長野県上伊那郡美和村大字非持三千三百五十一番地　伊藤喜代重

公　告

諸　事　項

押収物還付等公告の取消

令和８年８月14日

東京地方検察庁検察官

下記の押収物還付公告は取り消す。

記

令和７年８月13日官報（第1526号）10ページ２段掲載令和７年検第7860号殺人被疑事件（令和７年庁外館第2931号）　２．爪片２片のうち爪片１片

建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の63第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年８月14日

中国地方整備局長　山本　大志

１　処分をした年月日　令和８年７月27日

２　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　奥江　満昭　第8203号

３　処分の内容　確認検査の業務の禁止20日

４　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画（１件）について、法第48条第３項の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第３００３０号

静岡県静岡市清水区興津中町1126番地の７

申立人　飯田　敏子

本籍静岡県焼津市吉永2070番地１

最後の住所静岡県静岡市清水区興津中町1134番地の２

死亡の場所静岡県静岡市清水区

死亡年月日令和７年７月16日

出生の場所静岡県庵原郡興津町

出生年月日昭和15年12月24日

職業無職　被相続人　亡　鈴木　慶子

静岡県静岡市葵区馬場町43－１静岡法律事務所

相続財産清算人　弁護士　上野　哲郎

催告期間満了日　令和９年３月22日

静岡家庭裁判所

令和８年（家）第３００２１号

静岡県静岡市葵区七間町３番の４

申立人　七間町ハイム管理組合

本籍静岡県静岡市葵区西千代田町17番

最後の住所静岡県静岡市葵区七間町８番地の５ＨＡＲＵビル３Ｆ

死亡の場所静岡県静岡市葵区

死亡年月日令和７年２月７日頃

出生の場所静岡県静岡市

出生年月日昭和33年11月８日

職業無職　被相続人　亡　小島　冬彦

静岡県静岡市葵区伝馬町９－10ＮＴビル601

静岡・市民法律事務所

相続財産清算人　弁護士　伊藤　悠理

催告期間満了日　令和９年３月22日

静岡家庭裁判所